

第 7 1 0 号
平成25年6月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

| 規 則 | 番号 | 頁数 |
|--------------------------|-----|----|
| ・天理市会計規則の一部を改正する規則 | 22 | 2 |
| 告 示 | 番号 | 頁数 |
| ・放置自転車等の保管について | 156 | 3 |
| ・公示送達について | 157 | 3 |
| ・放置自転車等の保管について | 158 | 3 |
| ・放置自転車等の保管について | 159 | 4 |
| ・放置自転車等の保管について | 160 | 4 |
| ・放置自転車等の保管について | 161 | 5 |
| ・抑留犬の公示について | 162 | 5 |
| ・放置自転車等の保管について | 163 | 5 |
| ・放置自転車等の保管について | 164 | 6 |
| ・放置自転車等の保管について | 165 | 6 |
| ・放置自転車等の保管について | 166 | 6 |
| ・放置自転車等の保管について | 167 | 7 |
| ・放置自転車等の保管について | 168 | 7 |
| ・放置自転車等の保管について | 169 | 8 |
| ・放置自転車等の保管について | 170 | 8 |
| ・放置自転車等の保管について | 171 | 8 |
| ・放置自転車等の保管について | 172 | 9 |
| ・てくてくてんり事業参加手数料の徴収事務について | 173 | 9 |
| ・放置自転車等の保管について | 174 | 9 |
| ・放置自転車等の保管について | 175 | 10 |
| ・地縁による団体の告示事項の変更に ついて | 176 | 10 |
| ・放置自転車等の保管について | 177 | 10 |
| ・放置自転車等の保管について | 178 | 11 |
| ・放置自転車等の保管について | 179 | 11 |
| ・放置自転車等の保管について | 180 | 12 |
| ・放置自転車等の保管について | 181 | 12 |
| ・放置自転車等の保管について | 182 | 12 |
| ・放置自転車等の保管について | 183 | 13 |
| ・放置自転車等の保管について | 184 | 13 |
| ・放置自転車等の保管について | 185 | 14 |
| ・放置自転車等の保管について | 186 | 14 |

| ・平成25年第2回天理市議会定例会の 招集について | 187 | 14 |
|---|-----|----|
| ・放置自転車等の保管について | 188 | 14 |
| ・放置自転車等の保管について | 189 | 15 |
| ・放置自転車等の保管について | 190 | 15 |
| ・放置自転車等の保管について | 191 | 16 |
| ・放置自転車等の保管について | 192 | 16 |
| ・放置自転車等の保管について | 193 | 16 |
| 公 告 | 番号 | 頁数 |
| ・国営大和紀伊平野土地改良事業計画 の縦覧について | 19 | 17 |
| ・国営第二十津川紀の川土地改良事業 計画の縦覧について | 20 | 17 |
| ・国営十津川紀の川土地改良事業計画 の縦覧について | 21 | 17 |
| ・天理農業振興地域整備計画の縦覧に ついて | 22 | 18 |
| ・農用地利用集積計画について | 23 | 18 |
| ・一般競争入札について | 24 | 18 |
| 教育委員会 | 番号 | 頁数 |
| ・天理市有料公園施設の管理等に関す る規則の一部を改正する規則 | 4 | 23 |
| ・天理市体育施設条例施行規則 | 5 | 24 |
| ・定例教育委員会の招集について | 8 | 27 |
| 農業委員会 | 番号 | 頁数 |
| ・農業委員会の招集について | 6 | 27 |
| 選挙管理委員会 | 番号 | 頁数 |
| ・選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登 録をした者の氏名を記載した書面の 縦覧場所について | 5 | 27 |
| ・選挙権を有する者の直接選挙に必要 な選挙人の数について | 6 | 27 |
| 監査委員 | 番号 | 頁数 |
| ・定期監査の結果について | 1 | 27 |
| 公営企業 | 番号 | 頁数 |
| ・平成25年度下水道事業受益者負担金 | 9 | 33 |

| | | | | | |
|--------------------------|----|----------------------------------|--|----|----|
| 賦課対象区域について | | ・平成25年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について | | 12 | 39 |
| ・平成25年度下水道事業受益者負担金 | 10 | 33 | | | |
| 賦課対象区域について | | ・天理市指定給水工事事業者の指定に ついて | | 5 | 39 |
| ・天理市指定給水工事事業者の指定に ついて | 4 | 33 | | | |
| 賦課対象区域について | | ・一般競争入札について | | | |
| ・一般競争入札について | 11 | 34 | | | |

規 則

(平成25年 5 月31日 掲示済)

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 5 月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第22号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年 3 月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

| | | | |
|-------------------|----|-------------------|--------------------|
| 教育委員会事務局 市民体育課 | 課長 | 教育委員会事務局 市民体育課 | (現) 施設管理係長 及び係員 |
|-------------------|----|-------------------|--------------------|

」

を

「

| | | | |
|-------------------|----|-------------------|--|
| 教育委員会事務局 市民体育課 | 課長 | 教育委員会事務局 市民体育課 | (現) 社会体育係長 及び係員 (現) 施設管理係長 及び係員 |
|-------------------|----|-------------------|--|

」

に改める。

別表第 2 中

「

| | | |
|--------|-----------------|--------------------|
| 市民体育課長 | 有料体育施設の使用料の収納 | (現) 施設管理係長 及び係員 |
| | 所管に係る徴収金の収納 | |
| | 健民運動場照明設備使用料の収納 | |
| | 有料公園施設の使用料の収納 | |

」

を

「

| | | |
|--------|-----------------|--|
| 市民体育課長 | 所管に係る徴収金の収納 | (現) 社会体育係長 及び係員 (現) 施設管理係長 及び係員 |
| | 有料体育施設の使用料の収納 | (現) 施設管理係長 及び係員 |
| | 健民運動場照明設備使用料の収納 | |

有料公園施設の使用料の収納

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

(平成25年5月7日揭示済)

天理市告示第156号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年5月7日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月7日から平成25年7月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成25年5月8日揭示済)

天理市告示第157号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年5月8日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成25年 5 月 8 日 掲 示 済)

天理市告示第158号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 5 月 8 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 5 月 8 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 5 月 8 日から平成25年 7 月 6 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成25年 5 月 9 日 掲 示 済)

天理市告示第159号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 5 月 9 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 5 月 9 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 5 月 9 日から平成25年 7 月 7 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成25年 5 月10日 掲 示 済)

天理市告示第160号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 5 月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 5 月10日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年5月10日から平成25年7月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年5月13日揭示済)

天理市告示第161号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月13日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年5月13日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年5月13日から平成25年7月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年5月14日揭示済)

天理市告示第162号

抑留犬の公示

狂犬病予防法第6条第8項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平成25年5月14日

天理市長 南 佳 策

保護日時 平成25年5月13日 14:30

保護場所 天理市福住町

種類 ラブラドル・レトリバー

性別 雄

年齢 成

毛色 うす茶

体格 大

その他、特徴、鎖首輪

犬の所有者は、郡山保健所へ平成25年5月16日までに返還請求の手続きをしてください。

(平成25年5月14日揭示済)

天理市告示第163号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月14日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成25年5月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月14日から平成25年7月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年5月15日揭示済)

天理市告示第164号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年5月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月15日から平成25年7月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年5月16日揭示済)

天理市告示第165号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年5月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月16日から平成25年7月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 5 月17日 掲示済)

天理市告示第166号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 5 月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 5 月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 5 月17日から平成25年 7 月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 5 月17日 掲示済)

天理市告示第167号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 5 月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 5 月17日
 - 3 移動対象区域
天理市二階堂上ノ庄町215番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 5 月17日から平成25年 7 月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 5 月20日 掲示済)

天理市告示第168号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 5 月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 5 月20日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月20日から平成25年7月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年5月17日揭示済)

天理市告示第169号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年5月20日
 - 3 移動対象区域
天理市櫛本町2218番地4先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月20日から平成25年7月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年5月21日揭示済)

天理市告示第170号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年5月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月21日から平成25年7月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年5月22日揭示済)

天理市告示第171号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年5月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月22日から平成25年7月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年5月22日揭示済)

天理市告示第172号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年5月22日
 - 3 移動対象区域
天理市三昧田町17番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月22日から平成25年7月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年5月23日揭示済)

天理市告示第173号

てくてくてんり事業参加手数料の徴収事務について

平成25年5月23日

天理市長 南 佳 策

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、てくてくてんり事業における参加手数料の徴収事務を西崎勝弘に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

(平成25年5月23日揭示済)

天理市告示第174号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年5月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月23日から平成25年7月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年5月23日揭示済)

天理市告示第175号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年5月23日
 - 3 移動対象区域
天理市杣之内町8番地3先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月23日から平成25年7月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年5月23日揭示済)

天理市告示第176号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、柳本町幸町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成25年5月23日

天理市長 南 佳 策

| | | | |
|-----|--------|---------------|-------|
| 変更前 | 主たる事務所 | 天理市柳本町968番地15 | |
| | 代表者 | 天理市柳本町968番地15 | 木下 康晴 |
| 変更後 | 主たる事務所 | 天理市柳本町1352番地 | |
| | 代表者 | 天理市柳本町1352番地 | 田中 昭二 |

変更年月日 平成25年4月7日

(平成25年5月24日揭示済)

天理市告示第177号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 5 月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 5 月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 5 月24日から平成25年 7 月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 5 月24日掲示済)

天理市告示第178号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 5 月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 5 月24日
 - 3 移動対象区域
天理市杉本町353番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 5 月24日から平成25年 7 月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 5 月27日掲示済)

天理市告示第179号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 5 月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 5 月27日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 5 月27日から平成25年 7 月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

- 律第178号)に規定する休日を除く。)
- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成25年5月27日揭示済)

天理市告示第180号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年5月27日
- 3 移動対象区域
天理市丹波市町60番地3先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月27日から平成25年7月25日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成25年5月28日揭示済)

天理市告示第181号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年5月28日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月28日から平成25年7月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成25年5月28日揭示済)

天理市告示第182号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年5月28日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町339番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月28日から平成25年7月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年5月29日揭示済)

天理市告示第183号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年5月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月29日から平成25年7月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年5月29日揭示済)

天理市告示第184号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年5月29日
- 3 移動対象区域
天理市嘉幡町517番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月29日から平成25年7月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成25年5月29日揭示済)

天理市告示第185号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年5月29日
 - 3 移動対象区域
天理市嘉幡町515番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月29日から平成25年7月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年5月30日揭示済)

天理市告示第186号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年5月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月30日から平成25年7月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年5月31日揭示済)

天理市告示第187号

平成25年第2回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年5月31日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 期 日 平成25年6月7日

2 場 所 天理市役所議事場

(平成25年5月31日揭示済)

天理市告示第188号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年5月31日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月31日から平成25年7月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年6月3日揭示済)

天理市告示第189号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年6月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年6月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年6月3日から平成25年8月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年6月3日揭示済)

天理市告示第190号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年6月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年6月2日
- 3 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年6月3日から平成25年11月2日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

7 連絡先

ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成25年6月4日揭示済)

天理市告示第191号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年6月4日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年6月4日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年6月4日から平成25年8月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年6月5日揭示済)

天理市告示第192号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年6月5日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年6月5日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年6月5日から平成25年8月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年6月5日揭示済)

天理市告示第193号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年6月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年6月5日
 - 3 移動対象区域
天理市福知堂町74番地4先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年6月5日から平成25年8月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成25年5月9日揭示済)

天理市公告第19号

このたび、国営大和紀伊平野土地改良事業（農業用排水）の計画を変更するため、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、下記のとおり公告し、当該事業変更計画概要書を縦覧に供する。

平成25年5月9日

天理市長 南 佳 策

1. 公告縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 国営大和紀伊平野土地改良事業計画の変更についての公告（別紙）
 - (2) 国営大和紀伊平野土地改良事業変更計画概要書（農業用排水）
2. 縦覧の期間 平成25年5月10日から平成25年6月6日まで
3. 縦覧の場所 天理市役所 農林課

(平成25年5月9日揭示済)

天理市公告第20号

このたび、国営第二十津川紀の川土地改良事業（農業用排水）の計画を変更するため、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、下記のとおり公告し、当該事業変更計画概要書を縦覧に供する。

平成25年5月9日

天理市長 南 佳 策

1. 公告縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 国営第二十津川紀の川土地改良事業計画の変更についての公告（別紙）
 - (2) 国営第二十津川紀の川土地改良事業変更計画概要書（農業用排水）
2. 縦覧の期間 平成25年5月10日から平成25年6月6日まで
3. 縦覧の場所 天理市役所 農林課

(平成25年5月9日揭示済)

天理市公告第21号

このたび、国営十津川紀の川土地改良事業（農業用排水）の計画を変更するため、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、下記のとおり公告し、当該事業変更計画概要書を縦覧に供する。

平成25年5月9日

天理市長 南 佳 策

1. 公告縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 国営十津川紀の川土地改良事業計画の変更についての公告（別紙）
 - (2) 国営十津川紀の川土地改良事業変更計画概要書（農業用排水）
2. 縦覧の期間 平成25年5月10日から平成25年6月6日まで
3. 縦覧の場所 天理市役所 農林課

(平成25年5月24日揭示済)

天理市公告第22号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成25年5月24日

天理市長 南 佳 策

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

(平成25年5月29日揭示済)

天理市公告第23号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成25年5月29日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成25年5月31日揭示済)

天理市公告第24号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年5月31日

天理市長 南 佳 策

第1 競争入札に付する事項等

- | | | |
|-------------|-----------|----------------------|
| (1) 工 事 名 | 道路改良工事 | 別所丹波市線 |
| (2) 工 事 場 所 | 天理市 | 豊田町 |
| (3) 工 事 概 要 | 工事延長 | L=298m |
| | 小型擁壁 | V=67.3m ³ |
| | 重力式擁壁 | V=265m ³ |
| | 地盤改良工 | 1式 |
| | ボックスカルバート | L=16m |
| | 管渠工 | L=80m |
| | L型水路 | L=83m |
| | 自由勾配側溝 | L=14m |
| | 柵工 | N=11箇所 |
| | 道路排水工 | L=274m |
| | 人孔工 | N=10箇所 |

(4) 工 期 平成26年2月28日まで

(5) 予 定 価 格 55,419,000円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 最低制限価格 49,583,100円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年

法律第100号)第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成24年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成24年度)において土木工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 入札説明書 別表2の資格を有する者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

- ① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
- ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。

(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

(1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

| 道路改良工事 別所丹波市線 | |
|------------------------------|---|
| 事 項 | 期 間 等 |
| 入札説明書の交付 | 平成25年5月31日（金）から 平成25年6月11日（火）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。 |
| 申請書の提出期間 仕様書の公開日 | 平成25年5月31日（金）から 平成25年6月11日（火）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。 |
| 質問書の提出期限 | 平成25年6月14日（金）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。 |
| 競争参加資格確認 の結果の通知日 | 平成25年6月19日（水） |
| 質問書への回答日 | 平成25年6月19日（水） |
| 競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限 | 平成25年6月24日（月） |
| 競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日 | 平成25年6月26日（水） |
| 入札書到着期限日 | 平成25年7月2日（火） |
| 開札の日時 | 平成25年7月3日（水） 午前9時30分 |
| くじを行う場合の日時 | 平成25年7月3日（水） 午前11時 |

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

別表2

次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

- ① 一級土木施工管理技士、もしくは一級建設機械施工技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門（選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヵ月以上の雇用関係にある者。
- ③ 監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

教育委員会

(平成25年5月8日掲示済)

天理市有料公園施設の管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月8日

天理市教育委員会

委員長 藤田 多枝

天理市教育委員会規則第4号

天理市有料公園施設の管理等に関する規則の一部を改正する規則

天理市有料公園施設の管理等に関する規則（平成5年3月天理市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「利用日及び利用時間」に改め、同条第1項中「使用日」を「利用日」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、条例第9条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、天理市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い同法に規定する祝日でない日）

(2) 12月25日から翌年1月5日までの間

第2条第2項中「使用時間」を「利用時間」に、「委員会」を「指定管理者」に、「これを」を「委員会の承認を得てこれを」に改め、同条第3項を削る。

第3条（見出しを含む。）中「使用期間」を「利用期間」に改め、「使用時間」を「利用時間」に改める。

第4条第1項中「有料公園施設使用許可申請書（様式第1号・様式第2号）」を「有料公園施設利用許可申請書（以下「申請書」という。）に、「委員会」を「指定管理者」に改め、「受けなければならない。」の次に「公園施設の利用に併せて附属設備を利用するときも同様とする。」を加え、同条第2項中「使用」を「利用」に、「30日前から7日前まで」を「属する月の前月の初日から利用日まで」に、「委員会」を「指定管理者」に改める。

第5条第1項中「委員会」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に、「有料公園施設使用許可書（様式第3号・様式第4号）」を「有料公園施設利用許可書（）」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「委員会」を「指定管理者」に改める。

第6条を削り、第7条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第6条とする。

第8条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項第1号中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同項第2号及び第3号中「使用者」を「利用者」に、「使用前」を「利用前」に、「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「有料公園施設使用料還付申請書を委員会」を「有料公園施設利用料金還付申請書を指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項第1号及び第2号中「使用」を「利用」に改め、同項第3号中「その他、委員会」を「その他、委員会又は指定管理者」に、「認めた」を「認める」に改め、同条第2項中「使用料」を「利用料金」に、「有料公園施設使用料減免申請書（様式第7号）」を「有料公園施設利用料金減免申請書」に、「委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

様式第1号から様式第7号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前の天理市有料公園施設の管理等に関する規則の規定によりされた同日以後の利用に係る申請及び許可は、この規則の相当規程によりされた申請及び許可とみなす。

(平成25年5月8日揭示済)

天理市体育施設条例施行規則をここに公布する。

平成25年5月8日

天理市教育委員会
委員長 藤田多枝

天理市教育委員会規則第5号

天理市体育施設条例施行規則

(目的)

- 第1条 この規則は、天理市体育施設条例（平成25年3月天理市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間等)

- 第2条 天理市体育施設（以下「体育施設」という。）の開館時間又は開場時間（以下「開館時間等」という。）は、別表のとおりとする。ただし、条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、天理市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、開館時間等を変更することができる。

(休館日等)

- 第3条 体育施設の休館日又は休場日（以下「休館日等」という。）は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日等を変更し、又は臨時に休館日等を定めることができる。

(1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い同法に規定する祝日でない日）

(2) 12月25日から翌年1月5日までの間

(利用手続)

- 第4条 条例第6条の規定により、体育施設の利用許可を受けようとするものは、指定管理者に利用許可申請書を提出しなければならない。体育施設の利用に併せて附属設備を利用するときも同様とする。

- 2 前項の利用許可申請書は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の前月の初日から、利用日までの間に提出するものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 3 指定管理者は、第1項の利用許可申請書の提出があった場合において、その利用を許可するときは、利用許可書を交付するものとする。

- 4 体育施設の利用許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、利用の際に利用許可書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

- 第5条 条例第11条ただし書の規定により、利用料金を還付する場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき 既納の体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の全額

(2) 利用者が利用前5日までに利用の取消しの申出をしたとき 既納の利用料金の全額

(3) 利用者が利用前2日までに利用の取消しの申出をしたとき 既納の利用料金の半額

- 2 利用料金の還付を受けようとする利用者は、利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 3 指定管理者は、前項の申請に対する決定をしたときは、利用料金還付決定通知書を交付するものとする。

(利用料金の減免)

第6条 条例第12条に規定する特別の理由は、次のとおりとする。

(1) 本市の機関が利用するとき。

(2) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体が利用するとき。

(3) その他、教育委員会又は指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 利用料金の減免を受けようとする利用者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請に対する決定をしたときは、利用料金減免決定通知書を交付するものとする。

(利用時間の延長)

第7条 利用者は、やむを得ない理由により、当該許可に係る利用時間を超えて体育施設を利用する場合は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(天理市健民運動場条例施行規則等の廃止)

2 天理市健民運動場条例施行規則（平成5年3月天理市教育委員会規則第3号）、天理市民運動場条例施行規則（平成10年3月天理市教育委員会規則第8号）、天理市立体育館条例施行規則（昭和55年5月天理市教育委員会規則第2号）及び天理市グラウンド・ゴルフ場条例施行規則（平成19年7月天理市教育委員会規則第8号。以下これらを「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に旧規則の規定によりされた同日以後の利用に係る申請及び許可は、この規則の相当規定によりされた申請及び許可とみなす。

別表（第2条関係）

| 体育施設の名称 | 開館時間等 |
|---------------|-------------------------------------|
| 奈良県天理市健民運動場 | 午前9時から午後9時まで （4月1日から10月31日までの期間） |
| | 午前9時から午後5時まで （11月1日から3月31日までの期間） |
| 天理市白川ダム運動場 | 午前9時から午後5時まで |
| 天理市二階堂運動場 | 午前9時から午後5時まで |
| 天理市福住運動場 | 午前9時から午後5時まで |
| 天理市立二階堂体育館 | 午前9時から午後9時まで |
| 天理市立三島体育館 | 午前9時から午後9時まで |
| 天理市グラウンド・ゴルフ場 | 午前9時から午後5時まで |

(平成25年6月3日揭示済)

天教告示第8号

平成25年6月6日午前9時30分から6月定例教育委員会を天理市役所に招集する。
平成25年6月3日

天理市教育委員会
委員長 藤田多枝

農業委員会

(平成25年5月27日揭示済)

天農委告示第6号

平成25年6月5日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成25年5月27日

天理市農業委員会
会長 藏本純次

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について
議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について
議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第5号 その他
① 市街化区域の専決処分について(報告)

選挙管理委員会

(平成25年5月7日揭示済)

天選告示第5号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成25年6月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成25年5月7日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

縦覧場所 天理市川原城町605番地
天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成25年6月2日揭示済)

天選告示第6号

平成25年6月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年6月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

50分の1の数 1,063人
6分の1の数 8,853人
3分の1の数 17,706人

監査委員

(平成25年5月28日揭示済)

天監委告示第1号

定期監査の結果について(公表)

平成25年6月10日 月曜日

天理市公報

地方自治法第199条第4項の規定により、平成25年度第1回定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成25年5月28日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 天理市監査委員 | 梅 | 崎 | 浩 | 充 |
| 天理市監査委員 | 松 | 井 | 義 | 憲 |
| 天理市監査委員 | 堀 | 田 | 佳 | 照 |

1 監査の種別 定期監査

2 監査の執行期間及び監査対象

| 監査執行期間 | 監査対象 | 予算執行状況調査日 |
|-----------------|------------|------------|
| 平成25年4月30日～5月1日 | 教育委員会 図書館 | 平成25年3月31日 |
| 〃 5月7日～5月8日 | 〃 教育総合センター | 〃 |
| 〃 5月10日～5月13日 | 〃 文化センター | 〃 |

3 監査の範囲

平成24年度の財務に関する事務の執行状況

4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行状況
- (2) 収入及び支出の事務処理状況
- (3) 補助金関係の事務処理状況
- (4) 契約関係の事務処理状況
- (5) 財産の管理状況
- (6) 物品の出納保管状況

5 監査の方法

監査対象となった各所属長から資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出の事務処理等、財務に関する事務処理が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を行った。

6 監査の結果

事務処理等は、予算の目的に従い、法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、注意すべき事項については、関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

【教育委員会】

教育総合センター

○ 予算の執行状況について

・ 歳出

| 目 | 予算現額 円 | 執行済額 円 | 残額 円 | 執行率 % |
|-----------|------------|------------|-----------|----------|
| 教育総合センター費 | 18,967,000 | 16,711,496 | 2,255,504 | 88.1 |
| 合計 | 18,967,000 | 16,711,496 | 2,255,504 | 88.1 |

平成25年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳出の主なものは、臨時雇賃金、ゆうフレンド派遣員等報償費、青少年健全育成天理市民会議補助金である。

それぞれの支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

文化センター

○ 予算の執行状況について

① 歳入

| 目 | 予算現額 円 | 調定額 円 | 収入済額 円 | 収入未済額 円 | 収入率 % |
|-------|-----------|-----------|-----------|------------|----------|
| 教育使用料 | 3,480,000 | 3,528,790 | 3,356,480 | 172,310 | 95.1 |
| 雑入 | 61,000 | 79,924 | 74,862 | 5,062 | 93.7 |
| 合計 | 3,541,000 | 3,608,714 | 3,431,342 | 177,372 | 95.1 |

平成25年3月31日現在

② 歳出

| 目 | 予算現額 円 | 執行済額 円 | 残額 円 | 執行率 % |
|---------|------------|------------|------------|----------|
| 文化センター費 | 59,464,000 | 47,028,668 | 12,435,332 | 79.1 |
| 合計 | 59,464,000 | 47,028,668 | 12,435,332 | 79.1 |

平成25年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、文化センター使用料である。

なお、収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、電気・空調・衛生設備等管理保守点検業務委託料及び第9交響曲演奏会補助金である。

それぞれの調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

図書館

○ 予算の執行状況について

① 歳入

| 目 | 予算現額 円 | 調定額 円 | 収入済額 円 | 収入未済額 円 | 収入率 % |
|----|-----------|----------|-----------|------------|----------|
| 雑入 | 54,000 | 35,720 | 33,860 | 1,860 | 94.8 |
| 合計 | 54,000 | 35,720 | 33,860 | 1,860 | 94.8 |

平成25年3月31日現在

② 歳出

| 目 | 予算現額 円 | 執行済額 円 | 残額 円 | 執行率 % |
|------|------------|------------|-----------|----------|
| 図書館費 | 24,447,000 | 20,877,578 | 3,569,422 | 85.4 |
| 合計 | 24,447,000 | 20,877,578 | 3,569,422 | 85.4 |

平成25年3月31日現在

注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、コピー使用料である。

なお、収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、臨時雇賃金及び図書購入費である。

それぞれの調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

むすび

以上が平成25年度第1回定期監査を行った結果である。

平成24年度の予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況、物品の出納保管状況及び財産の管理状況等について監査を実施した結果、各予算は目的に従い法令に準拠し適正に処理されていた。今後の予算執行においても的確な対応並びに適正な対処をされるよう要望する。

公営企業

(平成25年 5 月 8 日 掲 示 済)

天理市上下水道局公告第 9 号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年 5 月 8 日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

| 排水区域の名称 | 負担金を賦課しようとする区域(町名) |
|-------------|--------------------|
| 櫛本北第 4 処理分区 | 櫛本町の一部 |
| 天理北第 1 処理分区 | 田井庄町・石上町・田部町の一部 |
| 天理北第 2 処理分区 | 豊井町の一部 |
| 天理北第 4 処理分区 | 富堂町・田井庄町の一部 |
| 天理北第 5 処理分区 | 杉本町の一部 |
| 天理北第 9 処理分区 | 東井戸堂町の一部 |
| 大和川第 5 処理分区 | 中山町の一部 |
| 大和川第 7 処理分区 | 西長柄町の一部 |
| 大和川第 8 処理分区 | 西長柄町の一部 |

(平成25年 5 月10日 掲 示 済)

天理市上下水道局公告第10号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年 5 月10日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

| 排水区域の名称 | 負担金を賦課しようとする区域(町名) |
|-------------|--------------------|
| 天理北第 1 処理分区 | 田井庄町の一部 |

(平成25年 5 月23日 掲 示 済)

天理市上下水道局告示第 4 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成25年 5 月23日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成25年 5 月23日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 福島設備
代表者 福島 久雄

住 所 奈良県御所市元町 城台493-180

(平成25年5月24日揭示済)

天理市上下水道局公告第11号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年5月24日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 φ100~50mm配水管改良工事
- (2) 工事場所 天理市川原城町地内
- (3) 工事概要 (仮設工事)
 - φ100mm仮設管布設工 L=346.36m
 - φ 75mm仮設管布設工 L=23.43m
 - φ 50mm仮設管布設工 L=240.42m
 - 仮設公道分岐工 58箇所
 - (本工事)
 - φ 50mm^ホポリエチレン管布設工 L= 60.3m
 - φ 75mm^ホポリエチレン管布設工 L=196.6m
 - φ100mm^ホポリエチレン管布設工 L=334.3m
 - 本工事公道分岐工 58箇所
 - (舗装工事)
 - 本復旧工(市道) 2634㎡
 - 本復旧工(歩道) 83㎡
- (4) 工 期 平成25年11月30日まで
- (5) 予定価格 46,298,700円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)設定有り

第2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局(以下「局」という。)に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有する者)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 局が平成24年8月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成24年度)において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること
 - ⑥ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より指名停止措置を受けていない者であること
 - ⑦ 暴力団に係る排除措置要件(別表1)に該当する者でないこと。

- ⑧ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
- ⑨ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。ただし、請負代金の金額が25,000,000円以上となった場合は、専任で配置できること。
 - ① 一級あるいは二級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者。
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
 - 名 称 株式会社 中外設計コンサルタント
 - 所在地 奈良県桜井市大字粟殿1026番地4-203

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
 - 〒632-8558
 - 天理市川原城町600番地10
 - 天理市上下水道局 総務課 庶務係
 - 電話番号 0743-63-1001 内線 838
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表2（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、天理市上下水道事業管理者から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - ① 提出期間 別表2（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表2（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表2（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表2（入札日程）のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領（平成23年4月）第6条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表2（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局総務課庶務係 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表2（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 2階 会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市上下水道局会計規程（平成13年3月27日水道ガス局管理規定第14号）第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課庶務係で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 調査基準価格を下回る入札が行われた場合

調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、「第9 落札者の決定方法」にかかわらず、下記により落札者を決定する。調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

- (1) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領に基づき調査を行う。
- (2) 調査基準価格を下回る入札をした者は、低入札価格調査に協力するものとする。
- (3) 低入札価格調査を行った場合は、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知する。

第11 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 免除
- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

- (3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表1 (暴力団に係る排除措置要件)

(措置要件)

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 局発注工事の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 下請契約等に当たり、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6に該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8 局発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

別表2（入札日程）

| φ100～50mm配水管改良工事 | |
|------------------------------|---|
| 事 項 | 期 間 等 |
| 入札説明書の交付期間 | 平成25年5月24日（金）から 平成25年5月31日（金）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。 |
| 申請書の提出期間 仕様書の公開期間 | 平成25年5月27日（月）から 平成25年5月31日（金）まで |
| 質問書の提出期限 | 平成25年6月6日（木） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。 |
| 競争参加資格確認 の結果の通知日 | 平成25年6月10日（月） |
| 質問書への回答日 | 平成25年6月10日（月） |
| 競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限 | 平成25年6月14日（金） |
| 競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日 | 平成25年6月19日（水） |
| 入札書到着期限日 | 平成25年6月25日（火） |
| 開札の日時 | 平成25年6月26日（水） 午前9時00分 |
| くじを行う場合の日時 | 平成25年6月26日（水） 午後2時 |

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成25年 5 月31日 揭示済)

天理市上下水道局公告第12号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年 5 月31日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

| 排水区域の名称 | 負担金を賦課しようとする区域(町名) |
|------------|--------------------|
| 櫛本北第11処理分区 | 中町の一部 |

(平成25年 6 月 3 日 揭示済)

天理市上下水道局告示第 5 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成25年 6 月 3 日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成25年 6 月 3 日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 (有)玉岡設備工業

代表者 玉岡 敏秀

住 所 奈良県宇陀市榛原長峰 7 - 1